

ふるさとと納税制度による 城東区への寄附金を募集しています。

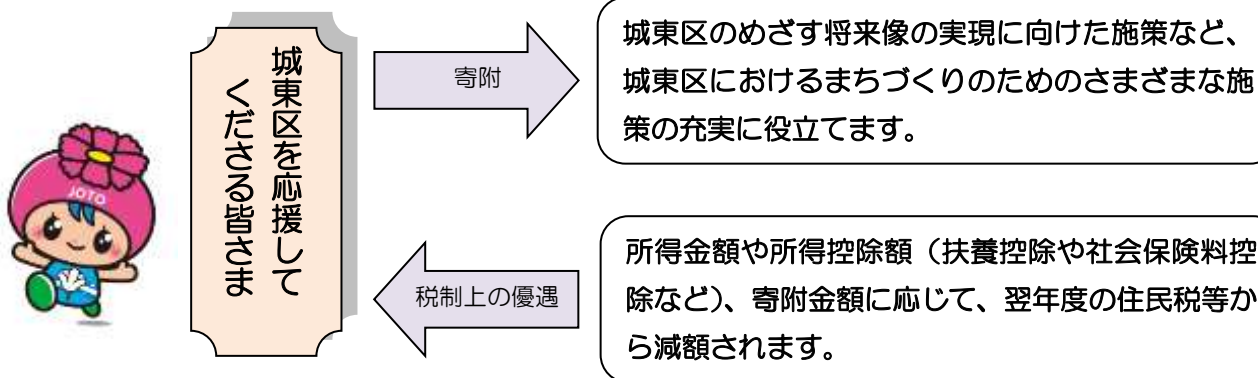
「ふるさとと寄附金」で城東区を応援してください！

ふるさとと寄附金とは？

- ◆生まれ育った場所など、一人ひとりが選ぶ場所を「ふるさと」として応援するもので、「ふるさと」の自治体への貢献の気持ちを表す市民参加のスタイルです。応援したいと思う自治体へ寄附された場合、一定の限度まで、住民税の減額など税制上の優遇を受けることができます。
- ◆いただいた寄附は、お気持ちに沿ったさまざまな取組みに活用させていただきます。
- ◆大阪市では、区への寄附を対象とした「区政の推進」というメニュー（使い道）があり、寄附の活用先を「城東区」に指定することができます。

※大阪市では、「ふるさと納税」が都道府県・市区町村に対する寄附であることから「ふるさと寄附金」と呼んでいます。

城東区を指定して寄附いただくと・・・



「城東区」におけるまちづくりのための様々な施策に活用させていただきます。
活用先は、「地域のコミュニティの活性化」、「防災・防犯等安全・安心のまちづくり」、「健康・福祉・子育て支援」、「開かれた区役所づくり・窓口サービスの向上」、「区役所が市民と協働して実施する事業費に充てる区役所市民協働型事業」の5分野から選択することができます。

【寄附をかたった詐欺行為には十分にご注意ください！】

大阪市の電話で振込先を指定して寄附をお願いすることはありません。

寄附金額等に応じて住民税等が減額されます

例えば、年収500万円の給与所得者の方が、配偶者と子ども2人（大学生・高校生）を扶養している場合において、この給与所得者の方が1万円を城東区に寄附されると、翌年度の住民税等（※）から「8,000円」が減額され、実質負担額は2,000円となります。

※確定申告を行う場合は所得税と住民税、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する場合は住民税からの減額となります。

住民税等から減額される額については個人の所得金額や所得控除額（扶養控除や社会保険料控除など）、寄附金額によって異なります。詳しくはお住まいの市区町村までお問い合わせください。

城東区にお住まいの方は、京橋市税事務所個人市民税担当（TEL 06-4801-2953）までお問合せください。

【寄附金（税額）控除を受けるには手続きが必要です】

所得税の確定申告を行う場合

1月1日～12月31日に支払った寄附金について、翌年に確定申告を行うことにより、寄附金（税額）控除の適用を受けることができます。確定申告を行うには、大阪市からお送りする寄附金の受領書が必要となります。寄附金の受領書は大切に保管してください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用される場合

本特例制度の利用を希望される場合は、寄附金支払い後、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」にマイナンバー法に基づく本人確認のために必要な書類を添付の上、大阪市あて申請いただく必要があります。申請書は、寄附のお申込みをいただきました後、後日大阪市から送付させていただきます。

寄附金申込み手続きの流れ

寄附申込書を記入いただき、城東区役所へお申し込みください。専用の納付書をお送りします。

1 寄附申込書の入手方法

- ◆城東区役所総務課（城東区役所3階31番窓口）に寄附申込書を設置しています。
- ◆お電話での請求もできます。 電話：06-6930-9625（城東区役所総務課）
- ◆城東区役所のホームページからもダウンロードできます。 [城東区 寄附 検索](#)

2 お申込み方法

- ◆城東区役所総務課（城東区役所3階31番窓口）へご持参ください。
- ◆郵送またはファックス、電子メール（下記「問い合わせ先」参照）でもお送りいただけます。

3 お支払い方法

- ◆専用の納付書をお送りします（到着まで1～3週間程度かかります）ので、お近くの金融機関の窓口やATM、インターネットバンキングなどで寄附金をお支払いください。（手数料は不要です）
- ※ご入金確認後、受領書をお送りします。（確定（還付）申告に必要ですので、大切に保管してください）

【問い合わせ先】

大阪市城東区役所 総務課 〒536-8510 大阪市城東区中央3丁目5番45号

電話：06-6930-9625 FAX：06-6932-0979 メールアドレス：tq0001@city.osaka.lg.jp